

久喜地区更生保護女性会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、犯罪者の更生と社会復帰を図る更生保護活動を推進するため、その事業運営をする久喜地区更生保護女性会（以下「更生保護女性会」という。）に対し久喜地区更生保護女性会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、犯罪予防の活動や子どもの健全育成のための支援活動を実施する更生保護女性会とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（次条及び第9条第3項において「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する市内における犯罪予防の活動や子どもの健全育成のための支援活動の事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業のうち、次の各号に掲げるもの（飲食又は社交儀礼に係る経費を除く。）とする。

(1) 会議費

(2) 事業費

(3) 事務費

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、会計年度ごとに予算の範囲内

において、市長が定める額とする。

(交付申請)

第6条 規則第6条第1項の申請書の様式は、久喜地区更生保護女性会補助金交付申請書（様式第1号。以下この条において「交付申請書」という。）のとおりとする。

2 交付申請書には、規則第6条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に関する書類の添付は要しないものとし、同項第3号に規定する市長が定める事項に係る書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(交付決定)

第7条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、久喜地区更生保護女性会補助金交付決定通知書（様式第2号）のとおりとする。

2 規則第9条第2項の規定による通知は、久喜地区更生保護女性会補助金不交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(補助対象事業の変更等)

第8条 規則第11条第1項の申請書の様式は、久喜地区更生保護女性会補助金変更交付（中止・廃止）申請書（様式第4号）のとおりとする。

2 市長は、規則第11条第3項の規定により補助金の交付決定を変更し、又は取り消したときは、久喜地区更生保護女性会補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、久喜地区更生保護女性会補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）のとおりとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了後30日を経過する日又は補助金の交付の決定のあった日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による通知は、久喜地区更生保護女性会補助金額確定通知書(様式第7号)により行うものとする。

(請求及び交付)

第11条 補助対象者は、前条に規定する通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、久喜地区更生保護女性会補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第12条 規則第20条の規定により整備した書類、帳簿等は、補助金の額の確定の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金交付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

久喜地区更生保護女性会補助金の交付を受けたいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の開始（予定）年月日 年 月 日
事業の完了（予定）年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - （1） 事業計画書
 - （2） 事業収支予算書
 - （3） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長

印

年 月 日付けで申請のあった久喜地区更生保護女性会補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第1項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 注意事項
 - （1） 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の承認を受けること。
 - （2） 補助対象事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
 - （3） 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

様式第3号（第7条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜地区更生保護女性会補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので、久喜市補助金等の交付に関する規則第9条第2項の規定により通知します。

記

不交付理由

様式第4号（第8条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金変更交付（中止・廃止）申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で交付決定のあった久喜地区更生保護女性会補助金について、下記のとおりその内容を変更（中止・廃止）したいので、久喜市補助金等の交付に関する規則第11条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 変更（中止・廃止）の内容及び理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書（変更後）
- (2) 事業収支計算書（変更後）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 5 号（第 8 条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金変更交付決定（取消）通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業の変更（中止・廃止）について、下記のとおり交付決定を変更した（取り消した）ので、久喜市補助金等の交付に関する規則第 11 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 交付決定を変更します。

補助金交付決定額	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 交付決定を取り消します。

理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金実績報告書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地
団体名
代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
久喜地区更生保護女性会補助事業の 年度における実績について、久喜市補
助金等の交付に関する規則第 1 3 条の規定により、関係書類を添え、下記のと
おり報告します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 事業開始年月日 年 月 日
事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 事業収支決算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 7 号(第 1 0 条関係)

久喜地区更生保護女性会補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった久喜地区更生保護女性会補助金について、久喜市補助金等の交付に関する規則第 1 4 条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

久喜地区更生保護女性会補助金交付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所 在 地
団 体 名
代表者職・氏名

年 月 日付け久 第 号で確定通知を受けた久喜地区更生保護女性会補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀 行 信用金庫 組 合 農 協		本 店 支 店 出張所
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			